

終身がん保険(08) (無配当)

特長

がんに対する重点的な保障が得られます。

がんによる入院・手術・死亡を一生にわたり保障します。また、がん入院給付金の支払日数・がん手術給付金の支払回数に限度はありませんので長期入院の際も安心です。

■がん給付*の責任開始期までには、死亡給付金の責任開始期からその日を含めて90日の待ち期間があります。

*がん給付とは、がん死亡保険金・がん診断給付金・がん入院給付金・がん手術給付金および退院後療養給付金をさします。

在宅療養についても保障が得られます。

がんで入院後、療養のために退院されたときは、退院後療養給付金をお支払いします。

がん以外で死亡された場合には、死亡給付金をお支払いします。

■この保障には90日の待ち期間はありません。

高度障害状態・身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みは不要です。

被保険者が病気・ケガにより所定の高度障害状態になられたときや、不慮の事故により事故日から180日以内に所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが不要になります。

■不慮の事故の範囲、所定の高度障害状態・身体障害の状態については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

■高度障害状態に関する給付金はありません。

■この保障には90日の待ち期間はありません。

所定の要件を満たした場合、三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の状態になられたときや、所定の障害状態・要介護状態になられたときに、以後の保険料のお払い込みが不要となる保険料払込免除特約を付加することもできます。詳しくは保険料払込免除特約のパンフレットをご覧ください。

がん診断給付金は、入院給付金日額の100倍または0倍のいずれかをお選びいただけます。

診断給付金倍率100倍を選択された場合、がんと診断確定されたときに、入院給付金日額の100倍のがん診断給付金をお支払いします(お支払いは1回のみ)。診断給付金倍率0倍を選択された場合、がん診断給付金の保障はありませんが、そのぶん保険料が割安となっています。

■ご契約後、診断給付金倍率を変更することはできません。

低解約返戻金特約を付加することにより、保険料を割安にすることができます。

低解約返戻金特約を付加した場合、保険料払込期間中の解約返戻金はありませんが、そのぶん保険料が割安になります。

■保険料払込期間が終身の場合には、保険期間をとって解約返戻金はありません。保険料払込期間が終身以外の場合に限り、保険料払込期間の経過後には死亡給付金と同額の解約返戻金が発生します。

■ご契約後、低解約返戻金特約を解約することはできません。

■低解約返戻金特約を付加した場合、契約者貸付制度や自動振替貸付制度はご利用できません。

契約者貸付制度をご利用いただけます。

一時的に資金が必要なときなどに、解約返戻金額(特定疾病診断給付金特約の解約返戻金を除く)の所定の範囲内で貸付を受けることができます。

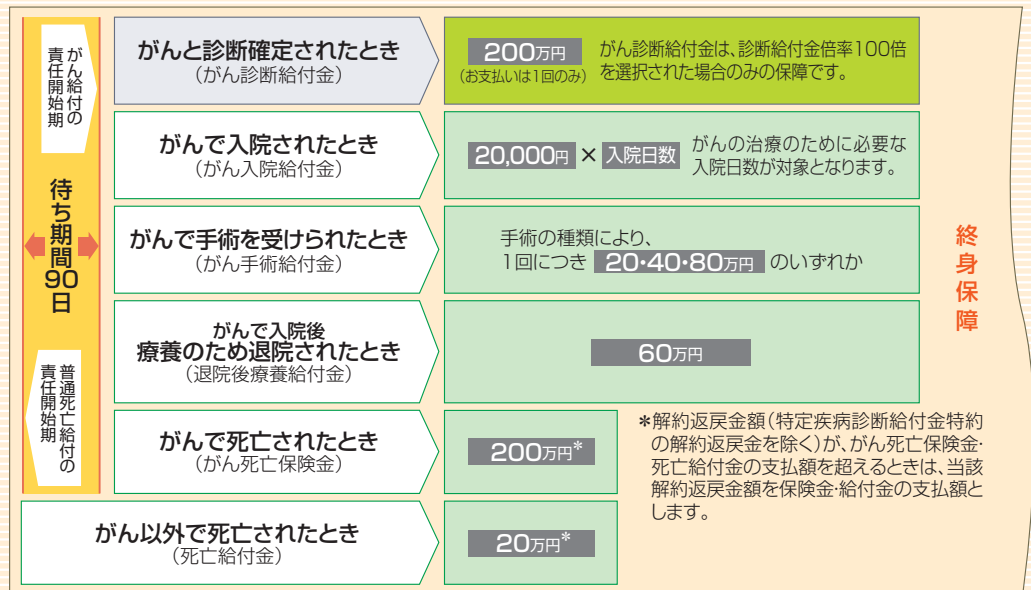
■契約者貸付制度のご利用にあたっては「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

保険料が割安です。

配当金はありませんが、そのぶん保険料が割安となっています。

仕組とご契約例

- 被保険者 35歳 男性
- 診断給付金倍率 100倍
- 入院給付金日額 20,000円
- 保険期間 終身
- 保険料払込期間 終身
- 個別毎月払保険料
 - 低解約返戻金特約を付加しない場合 9,020円
 - 低解約返戻金特約を付加した場合 6,900円
- 保険料は年齢・性別により異なります。



保険金・給付金のお支払い事由 (詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください)

| 給付金 | お支払い事由 | 給付金額 | お受取りになる人 |
|------------|--|---------------------------------------|--|
| がん診断給付金*1 | がん給付の責任開始期以後に、初めてがんと診断確定されたとき | 入院給付金日額×100 (お支払いは1回のみ) | 被保険者*5 (保険契約者と死亡保険金受取人が法人の場合は、原則、保険契約者) |
| がん入院給付金 | がん給付の責任開始期前にがんと診断確定されることなく、がん給付の責任開始期以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的として入院したとき | 入院給付金日額×入院日数*2 | |
| がん手術給付金 | がん給付の責任開始期前にがんと診断確定されることなく、がん給付の責任開始期以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき | 手術の種類に応じて*3、1回につき 入院給付金日額×10・20・40 | |
| 退院後療養給付金*4 | がん入院給付金の支払事由に該当する入院をした後、療養するために退院したとき | 入院給付金日額×30 | 死亡保険金受取人 |
| がん死亡保険金 | がん給付の責任開始期前にがんと診断確定されることなく、がん給付の責任開始期以後に診断確定されたがんを直接の原因として死亡したとき | 入院給付金日額×100 | |
| 死亡給付金 | がん以外の事由によって死亡したとき | 入院給付金日額×10 | |

*1 がん診断給付金は、診断給付金倍率100倍を選択された場合のみお支払いします(診断給付金倍率0倍を選択された場合、この保障はありません)。

*2 がんの治療のために必要な入院日数が対象となります。

*3 手術の種類によって給付倍率が異なります。悪性新生物根治手術は40倍、悪性新生物温熱療法(60日に1回を限度)は10倍、その他の悪性新生物手術は20倍、悪性新生物根治放射線照射(50グレイ以上の照射で60日に1回を限度)は10倍となります。

*4 退院日の翌日からその日を含めて60日以内に、死亡または再入院(がんの治療を直接の目的とした再入院)をした場合、支払額は以下ようになります(この金額をこえる退院後療養給付金を支払済の場合は、次にお支払いする給付金・保険金から差し引きます)。

退院日の翌日からその日を含めて死亡日または再入院日の前日までの日数×入院給付金日額の50%

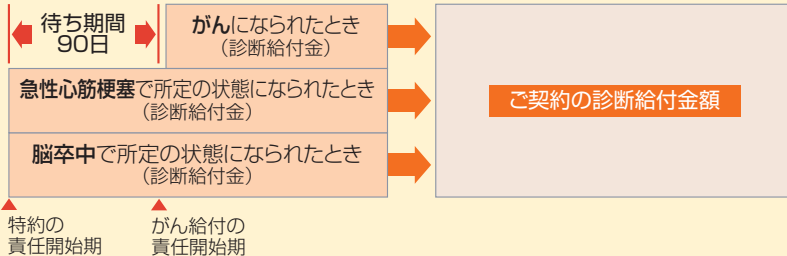
*5 あらかじめ指定代理請求人(配偶者やお子さまなど)を指定されている場合は、被保険者が給付金を請求できないときに、指定代理請求人からご請求いただくこともできます。

終身がん保険(08)に付加できる特約

三大疾病の保障を手厚くしたい方へ

特定疾病診断給付金特約(無配当) この特約は、診断給付金倍率100倍を選択された場合には付加することができません。

三大疾病といわれる、悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中で所定の状態になられたとき、一時金をお支払いする特約です。



- 三大疾病のいずれかを罹患し診断給付金をお支払いした場合、この特約は消滅します(診断給付金のお支払いは1回のみです)。
- 主契約に低解約返戻金特則を付加した場合にはこの特約も低解約返戻金特則付となります(この場合、特約については保険期間をとおして解約返戻金はありません)。
- がん給付の責任開始期前にがんと診断された場合には、この特約は無効となります。

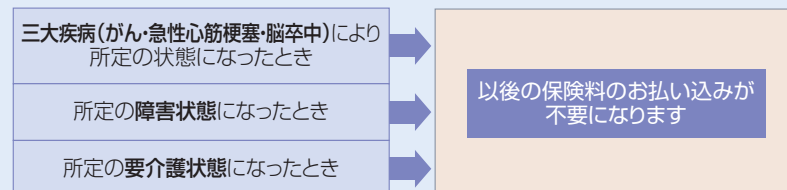
診断給付金のお支払い事由 (詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください)

| 対象となる疾病 | お支払い事由 | お受け取りになる人 |
|---------|--------------------------|--|
| 悪性新生物 | すべての悪性新生物(がん) | 被保険者(保険契約者と主契約の死亡保険金受取人が法人の場合は、原則、保険契約者) |
| 急性心筋梗塞 | 虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞、再発性心筋梗塞 | |
| 脳卒中 | 脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞 | |

保障の範囲を広げたい方へ

保険料払込免除特約(無配当)

収入の減少が予想される状態になったときにも医療保障を継続するための特約です。

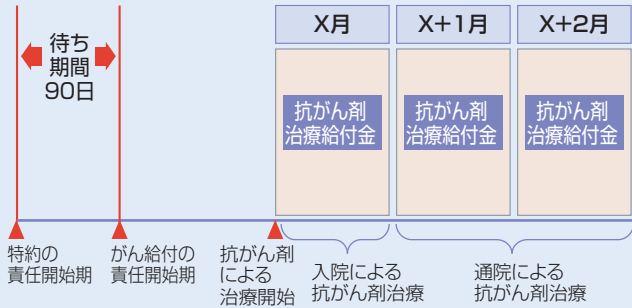


- この特約は次の場合には付加することはできません。
 - 被保険者の年齢が15歳未満の場合
 - 保険料払込期間が70歳を超える場合
 - 保険料払込期間が5年未満の特約が付加されている場合
- この特約には保険期間をとおして解約返戻金はありません。

■ 保障の対象となるがんの範囲は、上記の特定疾病診断給付金特約の「診断給付金のお支払い事由」と異なります。保障の範囲など詳細につきましては、保険料払込免除特約のパンフレット、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

抗がん剤治療特約(無配当)

通院や入院による抗がん剤治療のための特約です。



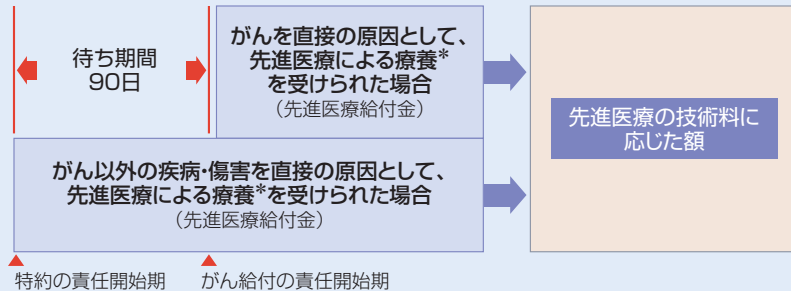
- 抗がん剤治療給付金は、支払事由が該当した日が属する月ごとにお支払いいたします。なお、お支払いする月数は通算して120か月が限度となります(抗がん剤治療給付金の通算支払月数が120か月に達したとき、この特約は消滅します)。
- 同月に支払事由に該当する複数の入院または通院をしたときは、その月の最初の入院日または通院日のみ支払事由に該当したものとみなします。
- 抗がん剤治療給付金を支払った場合には、その後、同月に給付金の請求を受けてもお支払いしません(1か月に1回のお支払いとなります)。
- この特約には、保険期間をととして解約返戻金はありません。
- がん給付の責任開始期前にかんがんと診断確定された場合には、この特約は無効となります。

| お支払いする給付金 | 給付金のお支払い事由 | 給付金額 | お受け取りになる人 |
|-----------|--|------------------------------|--|
| 抗がん剤治療給付金 | この特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日(がん給付の責任開始期)より前にかんがんと診断されることなく、がん給付の責任開始期以後、次のいずれにも該当する入院または通院をされたとき ①がん給付の責任開始期以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的とする入院または通院 ②病院または診療所における入院または通院 ③公的医療保険制度*1によって保険給付の対象となる抗がん剤*2を使用した治療*3を行った入院または通院 | 支払事由に該当した日が属する月ごとに抗がん剤治療給付金額 | 被保険者(保険契約者と主契約の死亡保険金受取人が法人の場合は、原則、保険契約者) |

- *1 公的医療保険制度とは、健康保険法・国民健康保険法・国家公務員共済組合法・地方公務員等共済組合法・私立学校教職員共済法・船員保険法・高齢者の医療の確保に関する法律のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。
- *2 対象となる抗がん剤につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。「腫瘍用薬」以外にも、「ホルモン剤」・「生物学的製剤」などが一部対象となります。なお、平成23年1月1日以降、厚生労働大臣によって新たに承認された抗がん剤については、「腫瘍用薬」のみがお支払いの対象となります。
- *3 公的医療保険制度に基づく診療報酬点数表(手術を受けた時点において、厚生省告示および厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表)により、抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院をいいます。詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

先進医療特約(無配当)

病気やケガを原因として、先進医療による療養を受けた場合に、その技術料に応じた給付金をお支払いする特約です。



- 被保険者お1人につき1契約のみの付加となります。
- 先進医療給付金のお支払い額は、先進医療の技術料と同額となります。
- お支払いする給付金額は、先進医療給付金のお支払い額を通算して1,000万円が限度となります(先進医療給付金の通算支払額が1,000万円に達したときは、この特約は消滅します)。
- この特約には保険期間をととして解約返戻金はありません。
- がん給付の責任開始期前にかんがんと診断確定された場合には、この特約は無効となります。

*療養とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

給付金のお支払い事由(詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください)

| お支払いする給付金 | 給付金のお支払い事由 | 給付金額 | お受け取りになる人 |
|-----------|--|----------------------------|--|
| 先進医療給付金 | この特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日(がん給付の責任開始期)より前にかんがんと診断確定されることなく、がん給付の責任開始期以後に診断確定されたがんを直接の原因として所定の先進医療による療養を受けられたとき がん以外の疾病や傷害を直接の原因として所定の先進医療による療養を受けられたとき | 被保険者が受療した先進医療の技術にかかわる費用の額* | 被保険者(保険契約者と主契約の死亡保険金受取人が法人の場合は、原則、保険契約者) |

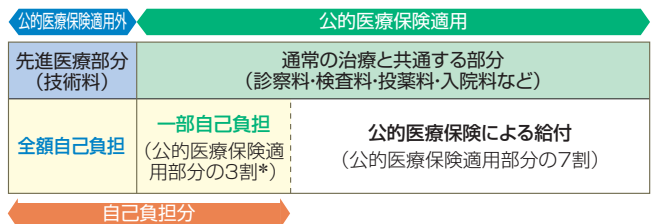
*費用には、公的医療保険制度にもとづき給付の対象となる費用(自己負担分を含む)、先進医療以外の評価療養のための費用、選定療養のための費用、食事療養のための費用、生活療養のための費用など、先進医療にかかる技術料以外の費用は含まれません。

先進医療とは

- 大学病院などで研究・開発された新しい治療法のうち、治療効果や安全性が確認され、将来的に公的医療保険の適用の可能性があるものとして厚生労働大臣が定めた医療技術をいいます。
- 先進医療の技術料は、公的医療保険が適用されないため、全額自己負担となります。また、医療技術の種類や医療機関によってその費用は異なりますが、高額になる場合が多いといわれています。

※ただし、技術料以外にかかる一般の医療費(診察料・検査料・投薬料・入院料など)は公的医療保険が適用されるため、患者の自己負担は軽減されます。
※保障の対象となる先進医療は、療養を受けた日において、厚生労働大臣の定める先進医療(適応症などの要件を含みます)に該当し、また厚生労働大臣の定める施設基準を満たした医療機関において行われるものに限られます。詳しくは、厚生労働省のホームページまたは先進医療を実施している医療機関にてご確認ください。

〈先進医療にかかる自己負担のしくみ〉



* 公的医療保険適用部分に対する一部自己負担は、高額療養費制度が適用されます(高額療養費制度とは、暦月で医療機関等に支払った金額が年齢や所得によって決められる自己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額が支給される制度です)。なお、一部自己負担の割合は、年齢によって1割または2割となる場合があります。

ご契約に際して

詳しくは当社のライフプランナーまたは代理店までお問い合わせください。

▶ 保険期間とご契約年齢の範囲

● 終身がん保険 (08)

| 保険期間 | 保険料払込期間 | ご契約年齢 | 保険期間 | 保険料払込期間 | ご契約年齢 |
|------|---------|---------|------|---------|--------|
| 終身 | 10年 | 45歳～65歳 | 終身 | 65歳まで | 0歳～55歳 |
| 終身 | 15年 | 40歳～60歳 | 終身 | 70歳まで | 0歳～60歳 |
| 終身 | 55歳まで | 0歳～45歳 | 終身 | 終身 | 0歳～75歳 |
| 終身 | 60歳まで | 0歳～50歳 | | | |

■特約の保険期間・保険料払込期間・ご契約年齢の範囲は、主契約と異なる場合があります。

▶ 終身がん保険 (08) に付加できる特約

特定疾病診断給付金特約
保険料払込免除特約
抗がん剤治療特約
先進医療特約

- 特約の付加にあたっては所定の制限があり、付加できないこともあります。
- 特定疾病診断給付金特約は、診断給付金倍率100倍を選択された場合には付加することができません。

▶ 保険料払込方法

年払・半年払・月払のいずれかをお選びいただけます (特約保険料の払込方法は主契約の払込方法と同一になります)。

- お支払いいただく保険料の額によっては、お選びいただける保険料払込方法に制限があります。
- お支払いの際は所定の「保険料口座振替制度」をご利用ください。
- 新規のご加入で、特別団体扱契約 (月払) をご検討のお客さまへ
新規のご加入の場合、この保険の個別扱・団体扱・集団扱保険料は特別団体扱保険料より割安になりますので、ご注意ください。
- 主契約の保険料払込期間経過後に、先進医療特約の保険料をお支払いいただく場合、特約保険料は口座振替などにより年払 (個別扱) でお支払いいただけます。抗がん剤治療特約のみ、または先進医療特約と抗がん剤治療特約を同時に付加する場合、保険料が会社所定の金額を下回らなければ、特約保険料は年払以外 (個別扱) でもお支払いいただけます。

▶ 自動振替貸付制度

解約返戻金があるご契約で、払込猶予期間が過ぎても保険料のお支払い込みがない場合に解約返戻金額 (特定疾病診断給付金特約の解約返戻金を除く) の範囲内で、当社が自動的に保険料をお立て替えます。あらかじめご希望されない旨のお申し出があった場合には適用されません。

- この制度のご利用にあたっては「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- 低解約返戻金特約を付加した場合にはこの制度はご利用できません。
- 主契約の保険料払込期間経過後に、先進医療特約・抗がん剤治療特約の保険料をお支払いいただく場合は、特約保険料について自動振替貸付制度はご利用できません。

▶ 先進医療特約・抗がん剤治療特約の自動更新

保険期間満了日の2週間前までに継続しない旨をご通知いただかない限り、被保険者が80歳*まで先進医療特約・抗がん剤治療特約は自動的に更新され続けます。

*保険料払込免除特約を付加している場合は70歳。

- 更新後の保険料は、更新時の年齢・保険料率により計算されます。
- 更新可能なご契約につきましては、事前に当社よりご連絡いたします。

▶ 保障の開始時期 (主契約)

- 普通死亡給付の責任開始期は、当社が第1回保険料相当額を受け取った日か、お客さまが告知をされた日のいずれか遅い日となります。ただし、第1回保険料を口座振替でお支払いいただく場合は、申込書の受領と告知が完了した日が責任開始期となります。
 - 普通死亡給付の責任開始期とは、死亡給付金・保険料の払込免除の保障を開始する日のことです。
- がん給付の責任開始期までには、普通死亡給付の責任開始期からその日を含めて90日の待ち期間があります。
 - がん給付の責任開始期とは、がん死亡保険金・がん診断給付金・がん入院給付金・がん手術給付金および退院後療養給付金の保障を開始する日のことです。

▶ 保険契約が無効となる場合

被保険者が、がん給付の責任開始期前に、がんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者がその事実を知っているにいかかわらず、保険契約は無効となります。

●ご契約の際には「ご契約のしおり・約款」、「重要事項説明書 (契約概要)」、「重要事項説明書 (注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

ご契約のしおり・約款はご契約に伴う大切なことから記載したもので、**クーリング・オフ** (お申し込みの撤回)、**告知義務違反**、**免責**、**解約に関するご注意**、**契約内容の変更**など、ご契約者に必要な保険の知識について説明しています。必ずご一読のうえ大切に保管してください。また、**重要事項説明書 (契約概要)**は保険商品の内容などをご理解いただくために必要な情報を記載したものであり、**重要事項説明書 (注意喚起情報)**は契約内容などにおいてご注意ください情報に記載したものです。お申し込みの前に必ずご一読いただき、内容をご確認のうえ大切に保管してください。

●保険種類をお選びいただく際には「ソニー生命の保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険はソニー生命の保険種類のご案内に記載されている**疾病・医療保険・特約**です。ソニー生命の保険種類のご案内は当社のライフプランナーまたは代理店にご請求ください。また、最寄りの支社・営業所にもご用意してありますのでご覧ください。

【生命保険募集人について】当社の担当者 (生命保険募集人) は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。また、当社の担当者 (生命保険募集人) の身分・権限に關して確認をご要望のときは、カスタマーセンターまでご連絡ください。

【ご本人確認について】保険契約申込時および契約内容変更時 (名義変更など) の手続の際に、ご契約者または被保険者に、運転免許証やパスポートなどの本人を確定し得る書類のご提示を求めて、本人であることを確認させていただくことがあります。

ソニー生命保険株式会社

本社 〒107-8585 東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館
ホームページ <http://www.sonymlife.co.jp>

担当者の身分・権限についてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

《カスタマーセンター》 ☎ 0120-158821

保険契約者ご本人以外からの契約内容に関するお問い合わせにはお答えできない場合もございます。
なお、お問い合わせの際は、保険証券など「証券番号」が分かるものをご用意ください。

担当者 パフレットのご請求、商品内容のお問い合わせは下記担当者までご連絡ください。